

『大東文化研究』刊行規定

1条（目的）大東文化研究院は、国学および東アジア学に関する研究成果を国内外の学界に広く公表するという設立の目的を達成するために、学術雑誌『大東文化研究』を刊行する。

2条（刊行回数）『大東文化研究』は原則として年4回、3月31日・6月30日・9月30日・12月31日に刊行するものとする。

3条（編集委員会）

1. 編集委員会は、『大東文化研究』の企画および投稿原稿の査読と採否決定などの業務を行う。
2. 編集委員会は、委員長および9人内外の委員をもって構成する。
3. 委員長は、国内外の学術力量の高い研究者の中で院長の推薦に基づき、東アジア学術院長が委嘱する。委員長の任期は2年とし、重任することができる。
4. 委員は、委員長の推薦によって院長が委嘱し、任期は2年とし重任することができる。
5. 編集委員会の運営および会議に関し必要な事項は別に定める。

4条（原稿投稿）

1. 『大東文化研究』への投稿規定は別に定める。

5条（原稿の査読）

1. 編集委員会は、投稿された論文に対し、当該領域において十分な学識を有する査読者3名を選任し、査読者に査読を依頼する。
2. 査読者は、所定の基準にしたがって査読を行うとともに、査読結果を編集委員会に提出する。
3. 査読結果に基づき、編集委員の3分の2以上の同義をもって掲載に関する決定を行う。
4. 査読を通過した論文でも、原稿数が当初の計画の範囲を超える場合には、査読審査報告での審査成績に基づき、決定する。

5. 特集企画部門へ投稿された論文についても、所定の審査を経て、掲載する。

6条 (その他)

1. 「編集委員会」、「投稿原稿」、「査読」などに関する詳細は、別に定める内規にしたがう。
2. 本規定は、2017年3月から施行する。

『大東文化研究』投稿規定

1条（投稿分野および資格）

1. 投稿原稿の内容は、国学および東アジア学における諸研究に学術的に寄与するものとする。
2. 投稿者の資格に制限はない。
3. 原稿の投稿は随時受け付ける。ただし、各号の締切は発行予定日の2ヶ月前までとする。
4. 『大東文化研究』に論文を投稿する際は、義務的に「論文掲載要請書」および「著作権譲渡同意書」を原稿とともに編集委員会事務局に提出する。
5. 論文の連続掲載は原則として認めない。ただし、企画論文はこの限りではない。

2条（投稿原稿の分量・書式）

1. 原稿の分量は、200字詰め原稿用紙150枚以内を基準とする。
2. 原稿は、韓国語で作成し、漢字はそのまま表記するものとする。外国語で書かれたものに関しては、原則として韓国語に翻訳して提出する。
3. 原稿はハングル(HWP)・ファイルによるものとし、文字サイズは10ポイントとする。なお、イメージ資料の提出の際には、いずれも高解像度なものを提出することを原則とする。

3条（原稿の書き方）

1. 原稿の構成および著者表記
 - 1) 原稿は題目、著者名、目次、韓国語要旨、本文、参考文献、英文要旨の順に作成する。
 - 2) 著者名は漢字で表記し、脚注に所属と職位を記入する。ただし、漢字圏外の外国人に対しては、英文字で表記する。
 - 3) 著者が2人以上の場合は、第1著者を先頭に書き、後ろに共同著者を表記する。
2. 本文
 - 1) 韓国語（英文）要旨は、400字以内で作成し、5つ以内のキーワードを

記入する。

2) 本文は、章・節・項などに区切り、適切な表題をつけて読みやすく構成する。章・節・項などを設ける場合、章はⅠ. Ⅱ. Ⅲ…、節は1.2.3…、項は1)2)3)…などの数字を用いる。

3) 論文の最後に参考文献、英文要旨、キーワード(5つ以内)をつける。

4) 英文要旨を作成する際に、著者の英文表記は姓、名順に表記する。

3. 文章符号および表記

1) 本文中に文章符号を使用する際には、ハングル正書法の文章符号使用法にしたがう。

2) ローマ字表記法は、「マッキューン＝ライシャワー式(McCune-Reischauer system)」にしたがう。

3) 用語に関する簡単な解説や用語の補足説明を入れる際に、丸括弧を用いる。

例: 우리나라 유학자(東儒) / 소설(Novel) / 丙子年(1636)

4) 外国の人名や固有名詞を表記する場合、外来語表記法にしたがってハングルで表記し、括弧内に原語表記を併記する。

例: 이또오 히로부미(伊藤博文) / 베르그송(Bergson, Henri) /
원췌예(文学)

5) 省略を行う場合に用いる省略符号は、その前後に半角スペースを入れる。∨……∨

6) 生没年および連続した期間、「一から一まで」の意味を符号で与えるときに「～」を使用する。

7) 並列する同種の語を列挙する場合に用いる中点は、必ず全角中点を使用する。

4. 引用および脚注、参考文献

1) 原典を引用する場合には、本文中の引用文は韓国語に翻訳し、脚注に原文を載せる。

2) 漢詩の引用は、翻訳文を上段に原文を下段に表示する。

3) 脚注

- ① 著者、「篇名」、『書名』、出版者、刊行年度、ページ数(面数)、引用内容の順に記載する。
- ② 脚注に漢文の原文を載せる場合には、それに必ず句読点をつける。句読点は「. 」(ピリオド)と「, 」(コンマ)を使用する。
- ③ 引用した文献のページ数は「면 (面)」とする。ただし、英文書籍などの場合は例外とする。
- ④ 著者本人の文献を引用する場合には、「拙稿」や「拙著」などの表現を避け、著者の姓名を用いるものとする。
- ⑤ 刊行年度は、刊行年だけを表記し、刊行月は表記しないものとする。
- ⑥ 原文を引用する場合、まず引用の出典を明らかにし、後ろにコンマをつけ、文章の最初と最後を引用符号“ ”でくくる。
- ⑦ 雑誌の場合には、雑誌の番号だけを表記し、「第〇号」、「〇集」などを省略する。発行団体または学会名を表記し、研究所の場合は、所属を示す。
- ⑧ 翻訳書の場合には、著者名と訳者名の両方をに記載する。
- ⑨ 複数の論文を参照する場合、セミコロン (;) で区切って示す。
- ⑩すでに引用した論文(本)などを再び引用する場合は、「앞의 논문(책)」と表記する。

例: 진재교, 앞의 2016 논문(책), 102~108면

4) 参考文献

- ① 参考文献の書き方の例を以下に示す。ただし、雑誌の場合には、論文の初ページ-終ページを記載する。

진재교, 『19세기 한 실학자의 발견-사상사의 이단아, 백운 심대윤』, 성균관대 대동문화연구원, 2016

진재교, 「無名の 선비, 기록으로 말하다-無名子 尹기의 童蒙詩와 그 世界」, 『대동문화연구』 89, 성균관대 대동문화연구원, 2015, 96~102면

진재교, 「洪良浩 詩文學에 있어서 民族情緒의 受容과 形象化-그의 現實主義的 文學의 性格」, 성균관대 박사학위논문, 1992

A. R. Zolberg, "Moment of Madness", *Politics and Society* Vol. 2. No. 2, 1972, pp.183~207

② 参考文献は、原典、単行本、論文、その他の資料の順に記載し、同じ性格を有する著作については、韓国資料、東洋資料、西洋資料の順に表記する。

③ 国内文献の場合には、発行地を表示せず、外国で出版された書籍の中に、必要な場合のみに発行地を表示する。

『大東文化研究』研究倫理規程

第1章 総則

1条（目的）この研究倫理規程は、大東文化研究院（以下「研究院」という）が刊行する学術誌『大東文化研究』（以下「学術誌」という）に掲載される学術論文の研究倫理と真実性を確保し、研究活動における研究不正行為を事前に防止し、研究不正行為発生時における公正で体系的な真実性の検証のための諸般事項を規定することを目的とする。

第2章 研究に関する倫理規定

第1節 著者の遵守すべき倫理規定

2条（剽窃）

1. 著者は、自分で行なっていない研究や主張の一部を自分の研究成果や主張であるように論文に提示しない。他人の研究成果を、出処を明らかにせずに自分の研究成果や主張であるように提示することは、剽窃となる。
2. 出処を明らかにしたが、引用符号なしに他人の論文や著述の全部または一部をそのまま写して自分の著述とすることは、剽窃となる。
3. すでに発表された自身の研究論文や著作に対し出処を明らかにせず、そのまま再掲載したり、既存の複数の論文を切り貼りして新しい論文として再構成することは、自己剽窃となる。

3条（著者表示）

1. 著者は、自分が実際に行ったり貢献した研究に対してのみ著者としての責任を持ち、また業績として認められる。
2. 著者の表示順序は、相対的な地位に関係なく、研究に寄与した程度を考慮して定め、礼遇のために著者になったり、また第1著者になれない。一方、研究に貢献したにもかかわらず、共同著者として記録されないことも正当化できない。

4条（研究物の重複掲載および二重出版）著者は、国内・国外を問わず、以前に出版された自身の研究物(掲載予定あるいは審査中の研究物を含む)を新しい研究物であるのよ様に投稿できない。

5条（引用および参考表示）常識に属する資料ではない以上、必ずその出処を明確にしなければならない。即ち、他人の文章を引用したりアイデアを借用（参考）する場合には、必ず脚注を通じて引用および参考にしたかどうかを明らかにせねばならず、このような表記を通じて、どの部分が先行研究の結果で、どの部分が本人の独創的な考え・主張・解釈なのかを読者が分かるようにしなければならない。

6条（論文の修正）著者は、論文の審査過程で提示された編集委員と査読者の意見を可能な限り参考にしつつ、論文に反映されるように努力しなければならない。

第2節 編集委員の遵守すべき倫理規定

7条（責任範囲）編集委員は、投稿された論文の掲載可否を決定するすべての責任を負い、著者の人格と学者としての独立性を尊重しなければならない。

8条（公平な取り扱い）編集委員は、投稿された論文を著者の性別、年齢、所属機関はもちろんのこと、いかなる先入観や私的感情を排除し、専ら論文の質的水準と投稿規定に基づいて公平に取り扱わなければならない。

9条（公正な査読依頼）編集委員は、投稿された論文の評価を当該分野の専門的知識と公正な判断能力を持った査読者に依頼する。査読を依頼するときには、著者と非常に親密な関係があったり、極めて敵対的な査読者を避けることによって可能な限り客観的な評価が行われるように努力する。

10条（秘密保持）編集委員は、投稿された論文の掲載が決定されるまで、当該論文の著者および論文の内容を公開してはならない。

第3節 査読者の遵守すべき倫理規定

11条（誠実な査読）査読者は、学術誌の編集委員(会)が依頼する論文を査読規定が定めた期間内に誠実に評価し、査読結果を報告しなければならない。もし自分が論文査読の適任者ではないと判断した場合には、なるべく早めに編集委員(会)に連絡し、その事実を通知する。

12条（公正な査読）査読者は、論文を自分自身の学術的信念や著者との私的関係を排除し、客観的基準によって公正に評価しなければならない。十分な根拠を明示せずに論文を不採用したり、査読者本人の観点や解釈と相容れないという理由で論文を不採用としてはならない。また当該論文全部を精読せずに評価してもいけない。

13条（著者に対する尊重）査読者は、専門知識人として著者の人格と独立性を尊重しな

なければならない。評価意見書には論文に対する査読者本人の判断を明らかにし、補完する必要があると判断した場合には、査読者の意図が著者に明確に伝わるように具体的な理由を分かりやすく説明しなければならない。

14条（秘密保持） 査読者は、査読対象の論文に対する秘密を守らなければならない。

第3章 倫理規定の施行

15条（倫理規定違反に関する検証）

1. 投稿した論文の査読中に、研究不正行為の疑惑が提起された場合には、編集委員会が剽窃か否かを判断しその懲戒内容の確定を担当する。
2. 学術誌にすでに掲載された論文あるいは査読の過程で不正行為が発見された場合、別途「研究倫理委員会」が責任をもってこれを処理する。

16条（倫理委員会の構成）

1. 倫理委員会は編集委員が兼任し、委員長が編集委員長を務める。
2. 倫理委員が倫理審査の対象者になった場合には、倫理委員会から除外される。

17条（倫理委員会の権限） 倫理委員会は、倫理規定違反として報告された事案に対して情報提供者、被調査者、証人、参考人および証拠資料などを通じて調査を実施し、倫理規定に違反したと判定された場合、懲戒の種類を決定してこれを公表する。

18条（倫理委員会の調査および審議） 倫理規定違反で提訴された被調査者は、倫理委員会が行う調査に協力しなければならない。この調査に協力しないことは、そのこと自体が倫理規定違反となる。

19条（釈明の機会の保障） 倫理委員会は、倫理規定違反で提訴された被調査者に十分な釈明の機会を与えなければならない。

20条（被調査者の保護） 被調査者は、倫理規定違反に対し最終的な結果が決まるまでは研究倫理を違反しなかったものとみなされ、最終決定が下されるまで、倫理委員は、当該被調査者の身元を外部に公開してはならない。

21条（倫理規定違反に関する懲戒内容）

1. 投稿された論文の倫理規定違反の事実が判明した場合、当該論文は学術誌に掲載できない。
2. 掲載された論文の倫理規定違反の事実が判明した場合、当該論文の学術誌の掲載を遡って取り消し、インターネット・サービスにおいても当該論文を削除する。倫理規程違反が確定した後に発行される学術誌と研究院のホームページ上に倫理規定違反の事実

を公表するものとする。

3. 当該研究者は、今後5年間は研究院の学術誌に投稿することを禁じ、所属する機関に不正行為の内容などを通報する。

第4章 補則

22条（倫理規定の改正）この倫理規程の改正は、編集委員会議の議決による。

23条（効力）この規程の効力は、この規程を制定した2007年4月12日から発生する。

論文募集

- ・大東文化研究院は、国内外からの「国学および東アジア学」に関連する様々な分野での研究論文を随時受け付けております。
- ・国際的な専門学術誌を目指す『大東文化研究院』は、オンライン原稿投稿・査読システム「JAMS 2.0」を利用しております。原稿は「JAMS 2.0」に直接投稿してください。（投稿先：<http://daedong.jams.or.kr>）
- ・原稿の分量は、200字詰め原稿用紙150枚以内です。

『大東文化研究』編集委員会

連絡先：〒03063 ソウル市鐘路区成均館路25-2

成均館大学 大東文化研究院

Tel : 02-760-1275 Fax : 02-3673-3405

編集 幹事：田繻耿 (e-mail : irene0726@skku.edu、電話 : 02-760-0971)